

支部ニュース 団 東 京 2007年7月号 403

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

もうガマンできない！ 広がる貧困 7.1 東京集会に参加して……事・伊藤和子
団東京支部 若手実務勉強会のお知らせ……………山下太郎
葛飾マンションビラ配布弾圧事件～控訴審第1回期日を終えて…中村欧介
東アジアから核兵器廃絶運動の奔流を
2007年反戦反核平和東アジア国際会議 inSEOUL に参加して…田中瑞穂
憲法を語ろう in 八王子……………與那嶺慧理
東京では毎年問題になる教科書採択……………滝沢香
裁判・労働委員会対策会議のご報告……………萩尾健太
9月1日防災訓練 メイン会場は横田基地
2008年2月 東京支部35周年記念行事
6月幹事会報告
日誌

「もうガマンできない！ 広がる貧困 7.1 東京集会」に 参加して ～憲法9条も25条も～

事務局専従 伊藤和子

発端は憲法改悪に反対する東京共同センター・新宿西口宣伝

4月、自由法曹団東京支部の専従事務局になって2回目の共同センター宣伝、私は国民投票法反対・憲法改悪反対の署名の画板とビラをもって、新宿駅西口に立ちました。昼時の新宿駅西口は、営業途中のサラリーマンやデートの若者、まちあわせのひとや観光で日本にやってきたらしい中国？・韓国？のひとがとぎれることなく通り過ぎていきます。

署名をしてもらうにはまず、話しかけねばなりません。流れていく人々に、一人ひとりコンマ何秒かのわずかな時間ですが、アツい視線を送りながらビラを渡しつつ、“これは”という視線を返してくれる人を探します。こうして若いカップルや年配の淑女と話し込み、署名をしてもらい、次のアタック先を探していると……ああ、あの人は路上で生活しているのだろうか、何日も着替えていないようだ、お風呂も入ることができないのかもしれない……と思われる人が、ゆっくりと近づいてきました。

それまで、ほぼ休みなく、人を選ばず見つめ、声をかけ続けてきた私なのに、「固まって」しまいました。

手に持っているビラは、国民投票法にはカラクリがあり、憲法改正は日本を戦争する国に変えようとするものです、というようなことが書いてあったのでしょうか。しかし、このビラは今、この人の心にはたして響くものなのかどうか。今必要なものの優先順位から考えたら、この人にとって一番になるのはおそらく「憲法9条を守ろう」ではないのではないか？

そんなことが私の頭の中をぐるぐる回りしながら、ビラを持つ手は固まったまま。この人はゆっくり私の前を通り過ぎていきました。

翌、5月の共同宣伝も新宿駅西口でした。この日は司会のために宣伝カーの上にいました。ビラ配りや署名集めに夢中になっていると、せっかくの弁士の話も聞きそびれてしまいがちですが、宣伝カーの上にいると、話は良く聞けるし、弁士の方が拳を強く握り締めているのがわかったりして、特等席だな、と思いながら一時間の宣伝を終えました。

さて、宣伝カーのはしごを後ろ向きに降り、振り返ると、私のすぐ足下に座っている人がいて、目が合いました。このあたりの道路や広場の一角などで暮らしている人でしょうか。いい気分而降りてきた私を見上げる、力ないまなざしは、いったい何を言おうとしているのでしょうか？ どうしようもなくなった私は、ごまかし会釈をして、逃げるように信号を渡ってしまいました。

それからというもの、戦争はもちろん絶対許せないのだけれど、ホームレスのひとものままににしてはおけないぞ、という気持ちがどんどんふくらんできました。新聞をめくってホームレス、ネットカフェ難民、貧困……という文字を見つけると読む、支部に届く月刊誌のバックナンバーをこのテーマで探して読む、インターネットでキーワード検索する……そうして私は、反-貧困ネットワーク準備会の「もうガマンできない！ 広がる貧困7.1 東京集会」にいてみよう、と思ったのです。

ごった返す会場

永田町の出口を上がると、「反-貧困」のパンフを持った若者が道案内していました。思わず「暑いのにご苦労様」と声をかけ、おばさんくさいあいさつを發した自分がかっかり。しかし信号待ちをしていると、通りの向こうからこちらにやってくるおじさまた

ちは、そろって「反 - 貧困」のマーク入り T - シャツを着ているではないか。若者ばっかりの集まりかと思いきや、そうでもないらしい雰囲気漂います。

会場の社会文化会館に着くと、受付には新聞で見た、あの「雨宮処凛」がいて、臙脂のベレー帽に真っ白いレースのふんわりスカート、ハイソックスにポックリのような厚底靴のロリータファッション(?)で「資料代500円です。」と領収証をくれました。

ロビーは関連本の販売、「反 - 貧困」のキャラクター「ヒンキー」の描いてあるグッズ(さっき見たT - シャツが売ってる!)、CD、コーヒー豆などの販売と、大勢の老若男女・ネクタイあり、作業衣あり、ロン毛、いがぐり等さまざまな参加者でごった返しています。

もちろん会場内はいっぱい。会場係の人は「写真に写りたくない人は半分より後ろの席へどうぞ」と案内しています。そこで、後ろの席へ。仲間どうしなのか「おう、ここだここだ」と声をかける人、席を探している人には「ここ空いていますよ」と声をかける人もいて、ひとりで参加したのにだんだん仲間意識がわいてきたりします。

もう見て見ぬふりはできない

集会は、準備会代表の宇都宮健児さんのあいさつで始まりました。

宇都宮健児さんは、“貧困は、人間の尊厳を奪い去り、ときには命さえも奪い去ります。また、貧困の広がり、わが国社会を分裂させ、崩壊させる危険性をはらんでいます。もう貧困を見て見ぬふりはできない。政治家や行政は、貧困問題を解決する大きな責任を感じるべき、だから参議院選挙の前にアピールを”と述べました。私は、あいさつを聞きながら、どうしていいのかわからず見て見ぬふりをした自分の中に潜む、貧困に対する無知や偏見を克服して、行動できる力がほしい、と思いました。

集会第1部「作られた対立を超えて」・・・当事者の声

国民が対立の図式で分断されている現状ではあるが、本当なら手を取り合うはずの仲間だ、というテーマで、年金差別について、学校給食費を払わないのは親のモラルの低下ではない、二度と夫のような過労死はさせない、スポット派遣はつらい、などの報告がありました。

どの方の発言も実体験なので、淡々とした中にも力強さを感じました。特に過労死で夫を亡くし、遺志を継いで会社をただす!と発言した方は、迫力でした。

死は最悪です。最悪すれすれの最低を守るために、「生きさせろ!」(雨宮処凛)と叫ばねばならないこの国は、本当に文明国なのでしょうか?



集会第2部は各団体からの活動報告

17団体(?)から、日々の活動状況や予定しているイベント、相談電話の紹介などがありました。当日資料に30ページ以上にわたって各団体のアピールがあります。ところどころに自由法曹団の団員のお名前があり、とても心強く思いました。

「すべり台社会」を止めよう

最後に「人間らしい暮らしを求めてつながろう」7.1東京集会宣言を決議しました。宣言は

雇用の破壊 社会保障が機能しない 世代を超えて拡大する貧困 貧困を拡大させた政治的・社会的責任が個人の自己責任に転嫁されている ことに、もうガマンができない! 私たちはひとりではない。今こそこの問題の枠を超え、政治的立場を超えて、人間らしい暮らしを求めてつながり、誰もがひとりの人間として尊重される公正な社会の実現に向けてネットワークをひろげて大きなうねりをつくろう、と結んでいます。

事務局長・もやいの湯浅さんは、

“今日の集会には事前にいくつもの問い合わせがあった。「集会に行くと、ひとりではないってわかるんですか?」「病院にいて、外出許可が出ないので参加できない」「生活保護の申請をしている」など、問い合わせというより訴えのようなものだった。今の日本はまるで「すべり台社会」だ。一度滑るとどんどん落ちる、止まらない。こんな社会に歯止めを作っていきましょう。今日集まった数百人の声を、見えにくい数万の人々の声を出すルートにしていきたい。”と述べました。

賑やかなデモ、即興のシュプレヒコール

赤坂から日比谷公園まで、休日で歩行者が少なかったのは残念でしたが、デモは賑やかでした。写真でお伝えできないのが残念ですが、身の回りの生活用品一式らしき大荷物をいくつも背負って歩く人、空き缶満杯のゴミ袋を台車に乗せた人もいました。こういう人が「住むところをよこせ~!」「仕事をよこせ~」と叫ぶのですから、それは実感こもります。

デモ隊は、「生活保護をとろう~、生活保護をとろう~、命までとられる前に~」という歌を歌いながらシュプレヒコールを叫びます。

外車のショールームの前で「俺たちだって車に乗りたいぞ~」、「健康保険証も運転免許証も持ってないぞ~」、コンビニの前を通れば「ローソンの労働者は残業代を請求していいんだぞ~」、「ローソンの労働者ががんばれ~」、



マクドナルドの前を通れば「マック難民を夜中に追い出すな〜」、厚生労働省前では「悪質会社をもっと取り締まれ〜」

りそな銀行の前を通れば「りそな銀行は今すぐ貧乏人にカネを配れ〜」・・・ここまで行くとめちゃめちゃだぁ・・・

しかし、これらの叫びは、実にシンプルに「生きる」要求でした。そしてまた、あたりまえの権利に気づかず、自己責任論につぶされそうになっている人への励ましであり、まだ会ったこともない苦しむ同朋への、熱い連帯の呼びかけでした。

日比谷公園前での「日比谷公園に住まわせろ〜」のシュプレヒコールで、デモは解散しました。

デモの道中、偶然、お隣を歩いている方が、なんとクレ・サラ被害者連絡協議会の本多良男さんだということがわかり、

「東京支部の総会報告集に原稿くださった方ですね」

「岡本さんの後の人か」と自己紹介になった場面もありました。

憲法 9 条も、25 条も

私事ですが、先日長女（二人目を妊娠 8 ヶ月）が突然「明日から来なくていい」と解雇通知され、なんとか無事（でもないのですが）収まったという事件があり、貧困も他人事ではありません。こんな世の中で、果敢にも働きながら二人目を産もうという若者にたいして、こんな仕打ちをするようでは、少子化対策もあったもんでありません。

おみやげに買って帰ったもやいのこもれびコーヒー豆は、ホームレスの方が、アジアで最も貧しい国・東ティモールの生豆を、注文を受けてから焙煎するというもの。それはそれはいいにおいで、おいしいものでした。「お客様のためにすこしでもおいしいコーヒーを」との思いが伝わる、久しぶりのいい気持ちでした。ただ「生きる」だけでもむずかしいご時世ですが、お互いの気持ちが伝わり合うような「ゆたかに生きられる社会」にしたいと願うことは、決して贅沢なんかではありません。

「戦争はいらない、人間らしい生活がほしい」憲法 9 条も 25 条もまもれ〜！！

団東京支部 若手実務勉強会のお知らせ

東京支部事務局次長の山下です。

若手支部団員の皆様、アンケートへのご協力ありがとうございました。おかげさまをもちまして、団東京支部若手実務勉強会のテーマが決定しました。

今年度の日程とテーマは以下のとおりです。

第1回 2007年 9月26日午後6時～午後8時

・実務勉強会

「民事交通事故」講師未定

・先輩団員から学ぶ憲法裁判

「家永教科書裁判・日の丸君が代裁判」 講師 加藤文也先生

場所：団支部（終了後懇親会を予定しています）

第2回 2007年11月26日午後6時～午後8時

・実務勉強会

「労働審判」講師未定

・先輩団員から学ぶ憲法裁判

「サンケイ新聞事件」 講師 松井繁明先生

場所：団支部（終了後懇親会を予定しています）

第3回 2008年 1月23日午後6時～午後8時

・実務勉強会

「遺産相続」講師未定

・先輩団員から学ぶ憲法判例

「朝日訴訟・生存権訴訟」講師 四位直毅先生

場所：団支部（終了後懇親会を予定しています）

マニュアルなどに載っていない実務のノウハウと、団支部の先輩団員がたたかい勝ち取ってきた成果に触れる機会となる勉強会にしたいと思っております。お一人でも多くの若手支部団員（もちろんそうでない方も）のご参加をお待ち申し上げております。

教科書検定訴訟を支援する全国連絡会 = 編集・発行

『検定に違法あり 家永教科書裁判最高裁判決』



葛飾マンションビラ配布弾圧事件

～控訴審第1回期日を終えて～

中村 欧介 東京東部法律事務所

1 これまでの流れ

2006年8月28日の東京地裁刑事12部による無罪判決後、9月1日に検察官は不当にも控訴した。その後、検察官の控訴趣意書が同年11月29日付けで提出され、2007年2月27日付で弁護側の答弁書が提出された。

そして、さる6月26日、東京高裁刑事6部のもと102号法廷にて控訴審第1回期日が開かれた。

2 無罪判決の骨子

判決は、刑法130条前段の「正当な理由がないのに」の解釈論において犯罪の成否を決するという解釈態度を取った（「侵入」の解釈ではない）。

そして、まず立入目的自体不法でない場合は、集合住宅の管理形態・設備、立入りの目的・態様等に照らし、その時の社会通念を基準として、「法秩序全体の見地からみて社会通念上容認されざる行為といえるのか否か」によって、「一般的・規範的に推定的承諾の有無」を判断し、少なくとも集合郵便受けに表現物を投函する行為は、その内容が善良な風俗を乱したり犯罪を慫慂するようなものでない限りは、原則として管理権者の推定的包括的な承諾ある行為として当然に許容されるとした。

他方、立入禁止の意思決定がなされ、かつその立入禁止意思が訪問者にも分かるように外部的に明示されることによって、初めて立入りが違法性を帯びることになり、明示の警告に従わずに立ち入ることについては、「正当な理由がない」ものとして住居侵入罪が成立するとした。

その上で、本件については、立入禁止の意思決定自体存在したが、それが外部的に明示されていないため、「正当な理由がない」とはいえないとして無罪を言い渡した。

3 控訴趣意書の骨子

検察官は、控訴趣意書において、「法令解釈の誤り」として、社会通念という不明確な概念を持ち込んだ解釈手法の誤り、立入禁止意思の外部的表示を要求する「正当な理由がないのに」の解釈の誤りを主張するとともに、「事実誤認」として、原判決のa社会通念判断の誤りとb立入禁止意思の外部的表示の存在に関する事実誤認を主張している。

そして、a社会通念判断の誤りに関しては本件所轄警察署管内の集合住宅を発生場所とする110番通報状況に関する報告書類を、b立入禁止意思の外部的表示に関しては本件マンション住民および本件マンション設計者の供述調書について、それぞれ事実調べ請求をした。

4 答弁書の骨子

これに対し、弁護団は答弁書において、ポスティングが日常的に行われ犯罪視されてこなかった事実や集合住宅の共用部分という立入箇所の特異性を考慮した上でなされた原判決の判断には、検察官の主張するような「法令解釈の誤り」も「事実誤認」もないと反論した。

特に、個々の居住者の意思を問題とすべきでない共用部分の立入に関する立入禁止意思については社会通念に基づいた一定の規範的考察が不可避であることを主張するとともに、原判決の示した社会通念解釈がまさに社会的に受け入れられていることを原判決に対する各紙報道・社説を通じて強調した。

同時に、原判決が捜査の違法性について看過した点やポスティングの憲法上の意義を軽視した点を批判するとともに、原判決が内部的には部外者立入禁止の意思決定が存在したと認定した点については、弁護側から見た事実誤認がある旨指摘する内容となっている。

5 第1回期日の中身

期日前の進行協議における申し合わせを受けて、まず検察側は控訴趣意書の要旨を、弁護側は答弁書の要旨をそれぞれ読み上げた。

その後、検察官の証拠調請求がなされ、弁護側が不同意の意見を述べたところ、検察側は全書証について撤回するとともに本件マンション設計者の証人尋問を請求した。弁護側は、意見書を提出し、382条の2違反や関連性がないことを主張して異議を述べたものの、裁判所は合議の末、検察官の請求を認めた。その結果、9月11日の第2回期日において証人尋問が実施されることとなった。

なお、弁護側からも新聞記事の写しを証拠物として証拠調請求するとともに、刑事法学者で国土館大学教授である関哲夫氏の証人尋問を請求した。新聞記事についてはその場で採用されたが、関証人については採用が留保された。

6 今後の展開

弁護側の申請した関哲夫教授は、「住居侵入罪の研究」などの論文著作を持つ住居侵入罪の権威ともいえるべき学者であり、期日前の進行協議の段階で、裁判所も興味を示していた。まずは、期日間に関教授の意見書を書証として提出することになるが、証人採用の見込みが高いのではないかと考えている。

同時に、期日間に憲法学者で一橋大学法科大学院の阪口正二郎教授の意見書も提出する予定である。

無罪判決を受けても住民を証人請求できない検察側立証からは、本件マンションにおける立入禁止意思など存在していないことが浮き彫りとなっていることを明確にしつつ、理論面で原判決を補強する形で控訴審の闘いを続けていくつもりである。

以上

東アジアから核兵器廃絶運動の奔流を

2007年反戦反核平和東アジア国際会議inSEOULに参加して

田 中 瑞 穂 代々木総合法律事務所 事務局

2006年10月の、北朝鮮による核実験は世界に衝撃を与えました。核実験をめぐって国論が二分した韓国で、非核の朝鮮半島を実現するために、韓国のNGOが「反戦反核平和東アジア国際会議」(5月26、27日)を開催しました。会場のソウル大学にはのべ400人が参加し大きく成功しました。韓国で初めて、核兵器廃絶を正面に掲げた大規模な集会に日本原水協代表団の一員として参加してきましたので報告します。

韓国における反核運動のスタートともいべきこの国際会議には、アメリカのNGOフレンズ奉仕委員会が、日本からは原水協、原水禁などのNGOから約100人が参加しました。秋葉忠利広島市長からのメッセージも届けられました。

会議は「東アジアの非核化と反核平和運動」などのセッションやいくつかの分科会で日頃の草の根の運動を交流しあい熱く議論を交わしました。韓国側から核不拡散に重点を置いた発言があったり、六カ国協議での日本政府への不満なども出されるなど、忌憚なく議論することができたと思います。非核の朝鮮半島、非核の東アジアを実現するための日米韓の運動の本格的な協同の一歩となりました。これから共同のうねりを巻き起こせると思うとワクワクします。これまで以上にパワフルに活動したいとおもいます。現地の写真は代々木法律平和委員会のサイトに載せていますので見て下さい！

アドレスは <http://peace-makers.info/> です。

以下のように、日米韓の参加者により、格調高い宣言が採択されました。 原文のまま

2007年反戦反核平和東アジア国際会議宣言

兵器と軍事的覇権から自由な東アジアを求めて、韓国、日本、アメリカの平和団体および活動家は、2007年5月26日から27日まで大韓民国ソウルで反戦反核平和東アジア国際会議を開催した。

会議は、東アジアで進行する核拡散と「抑止」の名による危険な核戦略の展開、軍事同盟強化の動きに関して、広範な意見交換と平和運動間の連帯、協力の探求の場となった。また、会議では、参加各国の草の根活動の経験が豊かに交流された。

参加者は、今回の国際会議を機に東アジアにおける平和と核兵器廃絶の流れをいっそう強化するために、以下の行動を発展させることを宣言する。

- 1、東アジアの反核平和団体の相互理解、協力と交流をいっそう発展させること、
- 2、世界的な核兵器廃絶、東アジアの非核化と平和を促進するために協力を拡大すること、核拡散の危険、核脅迫と核使用政策の展開、軍事同盟・軍事基地強化、その他の軍事的対応の危険性について世論喚起の活動を強め、反戦、反核平和運動間の連帯を強めること、

- 3、朝鮮半島非核化、日本の非核三原則と憲法九条を守る運動など、東アジアの平和と非核化のための運動を支援すること、
- 4、イラクからの全外国軍の撤退とイラクの主権尊重を要求すること、
- 5、日本政府に対し、六ヶ所村の核廃棄物再処理工場の稼働・プルトニウム抽出を停止するよう要求すること、
- 6、「人類と核兵器が共存できない」との被爆者の訴えを広め、日本政府に対する援護と補償の要求を支援すること、
- 7、以上の行動を発展させるため、今後も協議と連絡を継続・強化すること、

以上



2007.5.26-27
ソウル大学
キャンパス



支部MLにぜひご参加を！ メールアドレスをお知らせください。

東京支部の活動がリアルタイムで伝わります。

支部メーリングリストには
 東京支部が発表した声明
 集会・イベントなどのご案内
 参加した集会・イベントなどの速報
 東京支部FAXニュース「ぶっとばせ憲法改悪」
 こんな情報をキャッチしました
 などの情報提供、さらには
 探している資料をお持ちの方はいませんか？
 こういう意見にたいする反論や補足を求めます
 この問題について教えてください
 などの円卓会議もできます。

あなたのメールアドレスを、東京支部事務局にお知らせください。

憲法を語ろう in 八王子

與 那 嶺 慧 理 八王子合同法律事務所

少し前の話になりますが(報告が遅れたのは執筆を怠っていた私の責任です。ごめんなさい)、5月17日に、八王子平和市民連絡会(略称「八平連」)の主催で、「憲法を語ろう in 八王子」という企画がありました。八平連は、数年前にできた団体で、「八王子で憲法・平和・人権に取り組む諸団体・個人の情報交換と交流の場を設けることを目的とした、緩やかなネットワーク」です。定期的に交流会をもって、平和週間や講演会のような行事を企画したり、それぞれの団体や個人の活動をサポートしています。主催者にはこれまで別々に活動してきた団体や個人が、憲法・平和・人権という一致点で一緒に活動できるようにしたい、そのための1つの結節点となれば・・・という思いもあるようです。

当日のプログラムは、冒頭で、「竹矢来」という詩の朗読劇(戦争で人を殺したくないと軍隊から逃げて自殺した者を持つ家族が、国家によって一家全員が心中に追い込まれ、戸籍から一家ごと抹殺された様子を描いた作品)、次に、今回の憲法「改正」について、スライドで新聞記事や賛否についてのアンケートなどを紹介しながら、問題点の指摘、現状の説明、その後、パネルディスカッション、元市長の波多野氏の講演、各団体からのアピール、と続いて終了というもので、内容盛りだくさんでしたが、なかなか面白い企画でした。特に、元市長は、市長時代は福祉などに冷たいと八平連に参加しているような団体などからは好意的には見られていない方でしたが、平和・戦争をしてはいけないという一致点で参加されたということで、画期的でした。

私はパネルディスカッションのパネラーの1人として参加し(他にはパネラーとして造形大学の前田朗先生、作家の阿部昭三先生、司会者として中央大学の平野先生でした)、憲法との出会いや今憲法とどのように関わっているか、憲法を多くの人に伝えていく方法、八王子でどうやって憲法問題に取り組んでいくか(八王子での平和運動の大同団結)等について話しました。この企画の当時、本誌でも時々紹介されている三多摩憲法ミュージカルの八王子公演の直前であったので、ミュージカルの宣伝も兼ねて、市民ミュージカルの取り組みは平和をテーマにしていて作品に取り組むことで平和について考えるきっかけになること、更にはいろんな人と1つの作品を作り上げる、公演の成功のためにがんばるという経験自体が、1人1人を大切にする、民主主義を実現するという憲法の本質の体験になると実感したということを話しました。

主催者の意図としては、憲法について語る中で、八王子での大同団結の方向について意見交換ができれば・・・という思いもあったようですが、この点はいろいろと困難な問題もあり、こういう企画に例えば今回の波多野元市長のような方の参加が少しずつ増えていく中で、少しずつすすんでいくもののように私は感じました。

参加者は、八王子労政会館のホールを満席にする200名ほどで、憲法問題についての関心の高さを感じられる集会でした。

東京では毎年問題になる教科書採択

滝 沢 香 東京法律事務所

1 大崎事務局長から東京の教科書問題について支部ニュースに原稿を寄せるようにご指示がありました。2年前の全国での中学校教科書採択の際、団は全国的な運動を展開し、とくに石原偏向都教委をかかえる東京支部は運動の先頭を走り、各事務所にも全都での区市教委への要請に取り組んでいただきました。とはいうものの、今、私が東京の教科書問題について原稿を書くにあたっての実践があるわけではありません。しかし、事務局のニュース発行の苦勞を3年間目にしていた者としては無碍には断れませんので、最近の状況をまとめてみます。

2 東京の都教委では毎年のように教科書採択が問題になります。いちばん最初は01年で、都教委が自ら採択できる学校があることにノーマークであった中で、一部の都立養護学校への「つくる会」(新しい歴史教科書をつくる会)教科書の採択が決定されました。重度の重複障がいをもつながら必死に生きている子どもたちに対して「この子どもたちにも人格があるのか」などと発言した知事によって任命された都教委が、社会的弱者への配慮を欠いた「つくる会」教科書を病弱児や障がい児に押しつけたことに憤りを感じました。その後、04年には、都立最初の中高一貫校である白鷗高校附属中学の歴史教科書に「つくる会」教科書が採択されました。05年には、その他の都立中高一貫校の歴史教科書と、都立ろう養護学校の歴史・公民教科書でやはり「つくる会」教科書が全会一致で採択されました。そして、06年は、既に「つくる会」は前年の採択状況の惨状をもって分裂状態にいたり、公民教科書の編集責任者八木秀次が「つくる会」を抜けていたにもかかわらず、都教委は白鷗高校附属中学の公民教科書に「つくる会」教科書を採択しました。この夏も都立中高一貫校附属中学における公民教科書の採択が予定されています。

都立中高一貫校が順次新設されていることと、この新設校に関しては中学3年生で使用する公民教科書の採択は歴史教科書と採択時期がずれることから、都教委では4年ごとの教科書採択がほぼ毎年行われることとなります。

この流れを変えるために最も有効な手段であった石原3選阻止は残念ながら実現しませんでした。

となると、地道な運動が必要です。今回採択された教科書は08年4月に中学3年生の15歳の中高一貫高の子どもたちが使います。この子どもたちは2011年に18歳になります。私たちが、憲法改悪の国民投票を阻止できなければ、日本国憲法を否定する「つくる会」公民教科書で学んだ子どもたちが国民投票で投票することになっていきます。「つくる会」教科書の採択阻止は、改憲阻止とも連なるものです。「つくる会」教科書は、「子どもたちには渡せない」教科書なのです。

3 教科書をめぐっては、既に2年前の歴史教科書において、従軍慰安婦についての記述が全教科書から消えました。「つくる会」教科書こそ採択されていないものの、教科書会社の自主規制が進んでいます。そして、今回、高校歴史教科書の検定で、沖縄の集団自決への日本軍関与について断定的記述をしないようにという意見が付されました。琉球新報の報道によれば、この日本史の文部科学省の教科書調査官の1人は、「つくる会」の元理事であった伊藤隆東大名誉教授を代表とする研究グループのメンバーに加わっていた経歴があったことが国会質問で明らかになっています。この検定意見に対しては、沖縄県議会をはじめ、沖縄の全市町村議会で反対決議があがりました。

一方、分裂した「つくる会」は、再来年の教科書採択での教科書の発行をめぐって泥沼の紛争を繰り返しています。扶桑社は、次回は「つくる会」の教科書発行は拒否し、八木秀次、伊藤隆、評論家屋山太郎らで結成する「改正教育基本法に基づく教科書改善を進める有識者の会」が作成する教科書を発行する予定と報じられています。これに対して、藤岡信勝が会長に就任した「つくる会」は別の出版社を公募するとともに、同会長および西尾幹二元会長が扶桑社に対して、同社が今後作成する教科書が「つくる会」教科書と類似しないよう警告する通知書を送ったことも報じられています。発行元の扶桑社が広範な各層からの支持を得られない教科書と認め、編集者・執筆者が紛争を繰り返す教科書を使わされている杉並区、都立中高一貫校、ろう養護学校の子どもたちはたまったものではありません。

教育基本法と教育3法の改悪を経て、都教委が先取りしていた日の丸・君が代の強制や学校経営支援センター等を通じた現場での教育支配が、全国に広がっていくことが懸念されます。こうした状況の中で、常に石原都政と対決してきた団東京支部としては、教科書問題からも目を離すわけにはいきません。教科書採択を決める都教委は早ければ7月第2週にもありえますが、このニュースが届いた時点でまだ採択が決まっていなければ、団員・各事務所におかれても教科書東京ネット等が取り組んでいる署名、東京都や都教委宛のメールでの要請などのご協力をお願いいたします。

裁判・労働委員会対策会議のご報告

萩 尾 健 太 渋谷共同法律事務所

先日、7月9日に、東京地方労働組合評議会（東京地評）の裁判労働委員会対策会議に、自由法曹団東京支部の担当者として参加してきました。

最初に、労働審判の労働者側審判委員をされている永瀬登さんから、「労働審判は使える」とのお話がありました。また、労働委員会の労働者委員をされている山口さんから、東京都労働委員会の審理状況についてのお話がありました。そして、私から、就業規則の不利益変更とそれに関する裁判の状況について、お話をしました。

最初に、就業規則の効力、労働法におけるその位置づけ、それが労働法の労使対等決定の原則にも民法の意思による拘束の原則にも合致しないこと、就業規則の不利益変更と、それについての判例の基準、この基準を固定化する労働契約法制の問題点、変更解約告知と対案としての変更請求権などについてお話をしていました。

その後、私が関わっている、就業規則の不利益変更がらみの二つの事件について紹介しました。いずれも、成果主義の導入に際して、まず制度を変え、その数年後に就業規則を変更をするといったものでした。

当日は、労働組合の関係者から実際に自分たちが直面している就業規則の変更の問題についての実践的な紹介と相談がなされました。懲戒の規定を事細かに規定したり、退職後の競業禁止義務について就業規則に規定されるケースがあるとのことでした。参加者みんなで、どうしたらいいのか考えました。

このように、大変実践的で勉強になる会議です。次回は、9月19日6時30分から東京労働会館5階会議室で開催されます。テーマは労働審判制度です。

是非、ご参加ください。

第18回 自由法曹団東京支部 秋のソフトボール大会

11月5日（月）に開催！

表彰式・懇親会も例年通りの予定

出場チームの受付開始します

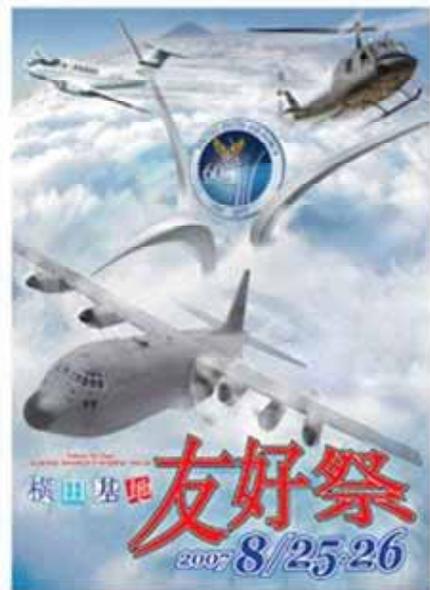
詳細については後日お知らせ致しますので、取りあえず日程を確保してください。

9月1日防災訓練 メイン会場は横田基地

昨年の東京都の防災訓練では初めて米軍が参加しました。

今年の防災訓練については、都の発表は2月2日に出された概略程度ですが(7月16日現在)、そこで今年は9月1日(土)に4市1町(昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町)と合同で実施されることが明らかにされています。そのため横田基地がメイン会場となると思われます。

昨年同様米軍参加などの看過できない事態の場合には、それに応じた取り組みを行うこともあります。都の発表を待ってご連絡をすることになります。9月1日にご注意下さい。



今年の横田基地フレンドシップフェスティバルは
8月25・26日

2008年2月 東京支部35周年記念行事

東京支部は2008年に35周年を迎えます。

そこでその記念行事を行うこととしました。

記念行事の一環として来年の2月22日(金)に35周年記念総会、レセプションなどを開催します。その会場が決まりました。

如水会館 千代田区一ツ橋2丁目1番1号

多くのみなさまのご参加をぜひともお願いする次第です。

また記念誌も出版したいと考えています。

それぞれ担当を決めて企画を練り上げていく予定でいます。

企画の詳細が決まり次第、支部ニュースなどでお伝えします。また記念行事についてのご意見をお寄せ下さい。

35周年をバネにして、さらなる活動へ積極的に取り組みたいと思っています。

6月幹事会報告

2007年6月25日 参加者10名

憲法

憲法改悪に反対する東京共同センター第15回運営委員会について島田先生から報告
労働分野での改憲阻止闘争の組織

自衛隊による国民監視の問題

首都大学東京オープンユニバーシティ特別講座で「総合危機管理講座」として集团的自衛権などを講義し、それに23区職員の受講が事実上、推奨されている

自由法曹団改憲阻止討論集会 in 奈良 7月29日・30日

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」第2回の懇談会の議事要旨に関し報告があった。憲法解釈、集团的自衛権について。9月ころまでの予定である。

教育

教育3法案強行で支部声明発表(6月20日)

教科書採択：都教委が今年も教科書採択を行うので要請を行う。

東京革新懇とともに「主任教諭」について6月26日に都教委要請を行う。

労働

労働3法案は今国会では継続審議で次期臨時国会に持ち越しとなった。また、規制改革会議の出した第1次答申も控えめなものとなった。しかし、労働法制の規制緩和を財界が諦めたわけではなく、あくまで参議院選挙対策である。参議院選挙が終わった後の来期の臨時国会が焦点と思われる。

東京地評との申し合わせ事項案を送った。7月4日午後6時から東京地評でそのための懇談を行う。

第11回裁判所・都労委対策会議の定例会が07年7月9日に行われる。萩尾団員が講師を勤める。

淵上隆先生 東京生存権訴訟についての報告

どういう訴訟か

本年2月14日に生活保護の「老齢加算」の廃止処分の取り消しを求めて、東京地裁に提訴した。東京都内に在住する70歳以上(73~83歳)の生活保護受給者12名が原告で7区3市を被告としている。請求の内容は、06年3月に各地方自治体が各原告に対して行った生活保護決定の取り消し。老齢加算の廃止処分の前に減額処分もあったが、行政不服審査前置主義であり、出訴期間の関係上、最後の廃止処分の取り消しを提

訴した。国賠なども議論になったが、取り消し訴訟のみとした。

「老齡加算」とは

「老齡加算」とは、70歳以上の生活保護受給者について、「特別の需要」があるとして、一定額の保護費を加算支給する制度である。1960年に創設され40年以上維持されてきた。「特別の需要」とは、高齢者は咀嚼力が弱いので、他の年齢層よりも消化のいい良質なものを食べなければいけない、肉体的条件から暖房費や被服費がかかる、近隣、知人、親戚等への訪問や墓参など社会的費用が他の年齢層よりも必要となるなどである。特に、原告に直接話を聞くと、高齢者であるから知人で亡くなる人が多く、香典なども持って行けずに葬式に出ることができないなど、社会的費用の部分で老齡加算の廃止による影響を実感しているとのことである。

老齡加算は、2003年12月に廃止の方向での検討が打ち出され、その後04年度から06年度までの3年間に3段階の減額を経て廃止された。東京都各区等（1級地-1）の地域に単身で居住する70歳以上の高齢者の例を取ると、約20%の減額となった。

「老齡加算」廃止の問題点

老齡加算廃止の問題点については、そもそも生活保護法9条は「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その他個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮し、有効かつ適切に行うものとする」として必要即応の原則を打ち出し、80年、83年には高齢者の特別需要の存在を検証し、老齡加算の合理性、必要性を確認しているにもかかわらず、廃止の結論先にありきの中で基準全体の見直しや代替措置等をとることなく加算廃止のみを強行したことである。

主張の骨子

主張の骨子としては、生活保護法56条違反と生存権侵害（憲法25条、生活保護法1, 3, 9条、国際人権規約違反）である。

今後の予定

東京の訴訟は、民事2部に係属し、5月25日に第1回期日があった。今後、一月半に1回のペースで期日があり、来年2月ころには結審となるかもしれない。

防災訓練

東京都の防災訓練の詳細は未発表であるが、今年はおそらく横田基地で行われる。監視運動として9月1日に現地に行くことを検討する。そのために7月の支部ニュースに案内を載せる。

監視運動の意義については、発端は自衛隊参加の防災訓練が2000年9月3日、銀座に装甲車を繰り出すなどして行われたために、その監視として始まった。防災訓練

自体は悪くはないが、それが軍事活動として行われる危険があるので、その監視が必要である。また、防災訓練の場合、中学校や高校など学校が巻き込まれる恐れもある。昨年は米軍が参加した。監視活動は今年も続けた方がよい。

詳細については追って連絡する。

サマー・オープン・セミナー

1日目は、憲法会議事務局長・長谷川氏から問題提起をしてもらい、その後問題提起を受けて討論してもらうのではどうか。幅広い運動をするためにどうすればよいか、若い人に伝えていくためにはどうすればよいか、法律家は何ができるかなどについて長谷川事務局長と打ち合わせをする予定である。

討議についてはテーマを設定して7月の支部ニュースに反映させる。

2日目は、最初に数名から報告をしてもらってその後討論をする。できるだけ若手に多く声をかけて来てもらえるようにしたい。

35周年記念事業について

：シンポの持ち方についてどうすればよいか？

：レセプション重視がいい。今までに団東京支部を支えてきてくれた人に広く声をかけて来ていただき、一緒に飲んで、これからも一緒に活動していこうと確認しあえる場にできればいいと思う。

：35周年なので今までの歴史や実績を振り返る場にするのがいいのではないか。

：これからまた頑張っていきましょうという意味で、レセプションに参加してもらおう。

：個人団員にも声をかけて来てもらって、組合関係者などにもたくさん参加してもらおう。交流を深める。

：レセプションは午後6時30分からにする。場所は如水会館（千代田区一ツ橋）。

次回支部幹事会は東京大空襲訴訟について、原田敬三先生（南北法律事務所）と原告の方から特別報告をいただく予定。

ありがとうございました

人権回復・石川島播磨弁護士団より、争議解決カンパをいただきました。ありがとうございました。

人権回復・石川島播磨弁護士団

大森浩一	菊池 紘	平 和元	山本真一	畑山 譲
高橋 宏	田淵大輔	竹内 平	濱島将周	吉田竜一

日誌 6 / 16 ~ 7 / 15

- 6月16日 自由法曹団常任幹事会 / 自由法曹団労働問題委員会 / 自由法曹団教育問題対策本部
- 19日 のびのび街頭宣伝・選挙の学習会（全労連・自由法曹団・日本国民救援会） / 日本国民救援会東京都本部常任委員会
- 20日 「教育三法案の強行採決に抗議する」声明
- 21日 東京都教育委員会に「教科書採択についての要請書」送付
- 25日 東京支部幹事会 / 労働法制東京連絡会事務局会議 / 参議院選挙弾圧対策本部
- 26日 東京革新懇『「主任教諭」の配置をやめよ』都教委申し入れ
- 27日 自由法曹団国際問題委員会 / 自由法曹団司法問題委員会 / 自由法曹団事務局会議
- 28日 参議院選挙弾圧対策本部（救援会東京都本部・自由法曹団東京支部）弾圧対策申し入れ / 東京革新懇学習会「メディア戦略と改憲・参院選」
- 30日 日民協第46回総会・シンポジウム「改憲・新自由主義に抗して - 闘いの展望はここに・・・」
- 7月 2日 自由法曹団改憲阻止対策本部
- 3日 自由法曹団将来問題委員会
- 4日 東京地評と自由法曹団東京支部懇談
- 6日 自由法曹団 秋の総会会場下見 in 山口
- 7日 自由法曹団 秋の総会会場下見 in 山口
- 9日 第11回裁判所・都労委対策会議
- 10日 東京支部若手学習会準備会・事務局会議
- 11日 自由法曹団市民問題委員会 / 自由法曹団事務局会議 / 自由法曹団労働問題委員会
- 13日 憲法改悪に反対する東京共同センター第16回運営委員会

ご連絡

西村昭団員（西村法律事務所）は、5月21日にご逝去されました。ご家族の希望によりご連絡が遅れました。謹んでご冥福をお祈りいたします。高木敦子団員（高木法律事務所）の御母堂・本多茂様が、6月12日にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

サマー・オープン・セミナーへのお誘い

団東京支部の夏期合宿を、今年は「サマーオープンセミナー」と銘打って行います。その概要は支部ニュースの前号に掲載しましたが、さらにその詳細をお伝えします。

サマー・オープン・セミナーは、団員であればどなたでも参加できます。また、事務局の方の参加も歓迎します。例年以上の活気あふれるセミナーとなるよう、ぜひ多くのみなさまのご参加をお待ちしております。

1日目 改憲を阻止するために 法律家に期待すること

8月24日は午後1時に開会。島田支部長の開会の挨拶の後、長谷川憲法会議事務局長から、「改憲を阻止するために 法律家に期待すること」と題して約75分の問題提起をしていただく予定です。この問題提起について20～30分の質疑応答を行った後、午後3時から約2時間の予定で討議を行いたいと思っています。

討議の柱としては次のようなものを検討しています。

1、情勢について

改憲派のスケジュールや改憲「草の根」運動はどのようなものか、靖国派の状況など。

2、運動の到達点

改憲手続法との闘い。9条の会、共同センターの現状など。

3、運動の柱、スタンス。今後の展望

確かな過半数を確保するために

9条の会について 9条の会はできたが、それからどうするかなど。

共同センターについて 元気いっぱい運動をして行くには。

5・3集会実行委員会との協力共同

若い人たちが参加したい運動をどう作っていくか

保守層の人々とも連携した運動を

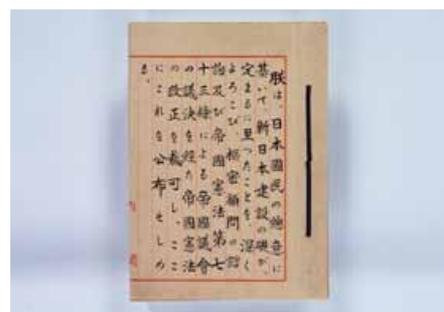
格差社会、貧困との闘いと憲法運動との結合をどうするか

次期国会からは憲法審査会が設置され、改憲阻止闘争が新たな段階に突入します。7月29日・30日の団憲法活動者会議の議論も受け、忌憚のない討論を期待します。

各事務所で憲法運動の中心になって活躍する団員・事務局の方はぜひご参加ください。



日本国憲法交付原本



2日目 自由法曹団東京支部と若手団員

サマーオープンセミナー2日目は、「自由法曹団東京支部と若手団員」というテーマで討論をしたいと考えております。

団東京支部が今後活動していくにあたって、多くの若手団員に参加を呼びかけ、若手団員とともに活動していくことは、団東京支部の活動の活性化には是非とも必要ではないかと考えております。

一方、司法試験制度の変化など、さまざまな状況の変化の中で、これまでより自由法曹団に若い弁護士が参加してもらうことが難しい現状となっているとも考えられます。

そこで、どうしたら多くの若手団員とともに自由法曹団東京支部の活動をしていけるのかについて、ベテラン団員、若手団員、それぞれの立場からの意見を率直に交換することによって、これからの団東京支部のあり方を含めて議論ができたかと考えております。

また、現在、東京支部の若手事務局次長を中心に、若手団員を対象とした学習会の企画を進めております。この学習会の企画についてご報告し、これについても皆さんの率直なご意見をいただきたいと考えております。

多くの団員のみなさまのご参加をお待ちしています。

自由法曹団への招待



自由法曹団・東京支部発行の冊子

